

## (仮称) Park-UP 事業の創設について

本市では現在、大小合わせて約950の公園を維持管理しており、都市の魅力、活力、憩いを生み出す空間として、日々、市民の皆様にご利用いただいております。一方で、遊具等施設の老朽化や公園愛護協力会の高齢化・担い手不足、また、多様化する公園利用者のニーズへの対応といった課題を有する公園も多くあります。

そこで、令和3年度から地域、民間企業、行政が交流や対話を通じ、共に公園の使い方を考える「公民連携 公園利活用トライアル事業」を導入し、民間企業等に対して公園の柔軟な利活用を試行的に認める社会実験に取り組んできました。

この度、トライアル事業を通じて得られた成果や課題を踏まえ、地域に身近な街区公園等において、地域主体の柔軟な公園の管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が支援する(仮称) Park-UP 事業を創設しますので御報告いたします。

### 1 (仮称) Park-UP 事業について (別紙参照)

#### (1) (仮称) Park-UP 事業の目的

地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与すること

#### < (仮称) Park-UP 事業を通じて実現したい公園の未来像 >

- ・公園の柔軟な運営方針の下、**子どもの遊び場、多世代が交流する場としての魅力向上へ**
- ・公園を拠点としたまちづくりにより、**地域の新たな価値の創出や地域課題を解決**
- ・公園の管理運営の**担い手を広げ、つなぎ、育てる**
- ・公園からまちに愛着を持ち、住みたい・住み続けたいと思う人を増やすことで**定住人口の増加へ**

#### (2) 対象となる公園

建設局管理の公園のうち、住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)

#### (3) (仮称) Park-UP 事業の特徴

- ① 地域主体の柔軟な公園の管理運営を担う組織(公園運営委員会)の設立
- ② 民間企業、大学、NPOなどの多様なサポート団体が地域の活動を支援
- ③ 更なる公園の活用、持続可能な管理運営を目指し、地域交流施設の設置を可能に

#### (4) (仮称) Park-UP 事業の流れ

##### **フェーズ1**：地域主体の公園の管理運営

- ・地域で公園活用を考える提案主体を立ち上げ
- ・地域合意のうえ、運営方針や利用ルールを決め、管理運営を行う公園運営委員会を設立

##### **フェーズ2**：多様なサポート団体との連携

- ・地域主体の柔軟な管理運営を実施
- ・多様なサポート団体と連携することで公園の楽しみ方を広げ、魅力向上へ

##### **フェーズ3**：更なる公園の活用

- ・更なる公園の活用、持続可能な管理運営を目指し、地域交流施設<sup>※</sup>の設置を可能に

#### **※地域交流施設について**

(概要)

公園運営委員会、サポート団体が設置、管理、運営する公園施設で、以下の機能を備えるもの

- ・公園利用者の交流スペースの機能
- ・イベントスペースの機能
- ・物品等の保管スペースの機能

※柔軟な公園の管理運営に資すると認められる店舗などの便益施設等を併設することも可能

(主な設置条件)

- ・地域の合意を得ていること
- ・別途定める設置ガイドラインに適合していること  
(機能、配置、構造等を規定)
- ・公園運営委員会、サポート団体が適切な管理運営実績を有すること など

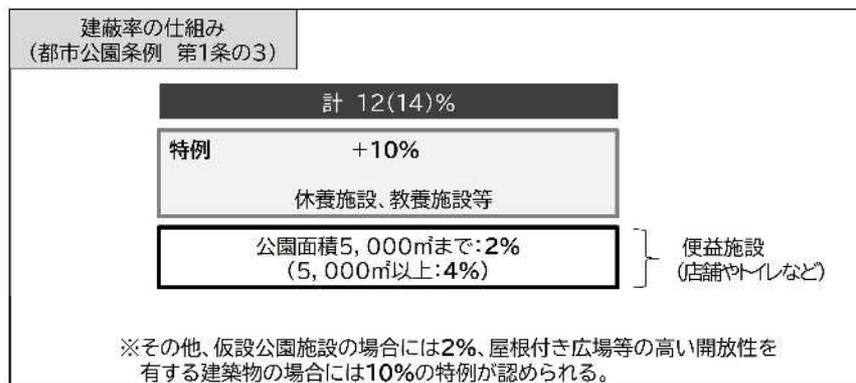
#### (5) (仮称) Park-UP 事業の周知方法

「(仮称) Park-UP 事業 活用ガイドライン」を、本市ホームページにて公開するほか、公園愛護協力会向けのニュースレター等にて発信する予定

## 2 更なる公園の活用に向けた規定整備について

### (1) 公園における建蔽率

(仮称) Park-UP 事業により柔軟な公園の管理運営を進める中で、「更なる公園の活用」を目指すフェーズ3においては、地域合意などの条件の下、地域交流施設の設置を認めるが、本市の公園は一部を除き京都市都市公園条例により、建蔽率の上限を2%（5,000m<sup>2</sup>以上の公園は4%）と定めており、多くの公園で地域交流施設を設置する余裕がないのが現状である。

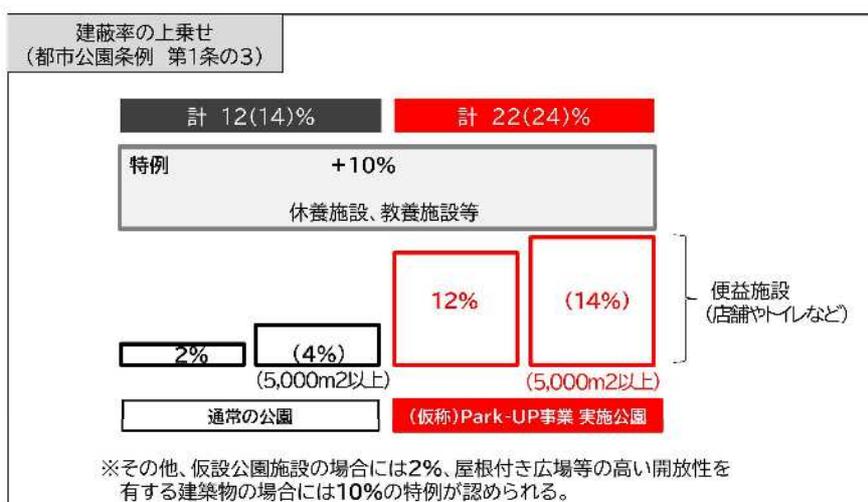


### (2) 建蔽率に関する検討

建蔽率の現状を踏まえ、京都市都市緑化審議会に対し、公園施設に関する規模（建蔽率）等について諮問したところ、(仮称) Park-UP 事業を進め、地域と合意に至った施設を設置する場合においては、「建蔽率を10%上乗せすることについて妥当」という答申を得たため、必要な規定整備を行うものである。

### (3) 規定整備の内容

(仮称) Park-UP 事業により柔軟な公園の管理運営を進め、地域と合意した地域交流施設を設置する場合において、建蔽率の10%上乗せを認め、建蔽率の上限を12%（5,000m<sup>2</sup>以上の公園は14%）と規定する。



### (4) 規定整備のスケジュール

京都市都市公園条例の改正案について、令和6年3月市会に付議する。

(仮称)Park-UP事業の概要図 (フェーズ3実施時)



1 (仮称) Park-UP事業の目的

地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与すること

(仮称)Park-UP事業を通じて実現したい公園の未来像

- ★柔軟な運営方針の下、**子どもの遊び場、多世代が交流する場**としての魅力向上
- ★**地域の新たな価値の創出や地域課題を解決**
- ★管理運営の**担い手を広げ**、つなぎ、育てる
- ★**住みたい・住み続けたい**と思う人を増やすことで**定住人口の増加**

2 対象となる公園

建設局管理の公園のうち、主に近隣居住者の利用を目的とした住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)



3 (仮称) Park-UP事業の特徴

特徴1

地域主体の柔軟な公園の管理運営を担う組織(公園運営委員会)の設立

特徴2

民間企業、大学、NPOなどの多様なサポート団体が、地域の活動を支援

特徴3

更なる公園の活用、持続可能な管理運営を目指し、**地域交流施設の設置を可能に**

4 (仮称) Park-UP事業の流れ

フェーズ1 地域主体の公園の管理運営

実施者：公園活用の提案主体(地域)

- きっかけ(例)
  - ・公園愛護協会のメンバーを増やしたい!
  - ・公園でボール遊びをしたい! など
- 主な取組ステップ
  - ・京都市に公園活用の提案
  - ・一緒に考える住民の範囲(利用圏域)設定
  - ・運営方針や利用ルールを話し合う
  - ・地域に周知しながら合意形成
  - ・公園運営委員会を設立

地域主体の公園の管理運営をスタート

(京都市の役割) まちづくりの専門家を派遣し、地域を支援

フェーズ2 多様なサポート団体との連携

実施者：公園運営委員会、サポート団体

- 柔軟な管理運営の取組(例)
  - ・清掃活動などで、公園をきれいに
  - ・地域交流のためのイベント開催 など
- もっと充実させるには…
  - ↓ (人手が足りない、資金がない、人が集まらない)

必要に応じ、サポート団体との連携

- 必要に応じ、サポート団体との連携
  - ↓ (公園の楽しみ方を広げる)
  - ・公園運営に携わる人を増やす
  - ・多世代が楽しめるイベントの開催

(京都市の役割) 公園運営委員会からの要望に応じ、地域が必要とするサポート団体とマッチング

フェーズ3 更なる公園の活用

実施者：公園運営委員会、サポート団体

- 主な取組(施設の要望・検討)
  - ・地域の人が集まれる交流拠点
  - ・雨の日でも使える休憩施設

地域交流施設の設置

↓ (収益の一部を公園運営委員会に還元) ハード・ソフト両面で支援

〈更なる公園の活用・地域課題の解決〉

- 主な設置条件
  - ・地域の合意を得ていること
  - ・別途定める設置ガイドラインに適合(機能、配置、構造等を規定)
  - ・公園運営委員会、サポート団体が適切な管理運営実績を有することなど

地域交流施設とは

公園運営委員会、サポート団体が設置、管理、運営する公園施設で、以下の機能を備えるもの

- ・公園利用者の交流スペースの機能
- ・イベントスペースの機能
- ・物品等の保管スペースの機能

※柔軟な公園の管理運営に資すると認められる店舗などの便民施設等を併設することも可能





(案)

**(仮称) Park-UP 事業**

**活用ガイドライン**

京都市建設局

## 目次

---

<b>1 Park-UP 事業について</b> .....	- 1 -
<b>1. 事業の背景</b> .....	- 1 -
<b>2. Park-UP 事業とは</b> .....	- 3 -
<b>2 Park-UP 事業の流れ</b> .....	- 4 -
<b>フェーズ1：地域主体の公園の管理運営</b> .....	- 6 -
<b>フェーズ2：多様なサポート団体との連携</b> .....	- 13 -
<b>フェーズ3：更なる公園の活用</b> .....	- 23 -
<b>3 資料集</b> .....	- 25 -
<b>1. 体系図</b> .....	- 25 -
<b>2. 用語集</b> .....	- 25 -
<b>3. 各土木みどり事務所の連絡先</b> .....	- 27 -

本活用ガイドライン内で用いている用語（「Park-UP 事業」「Start-UP チャレンジ」等）については仮称であり、今後、変更となる場合があります。

## 1 Park-UP 事業について

### 1. 事業の背景

#### (1) 公園を取り巻く状況と課題

公園は、休養・休息の場や子ども達の健全な育成の場、また、健康運動の場、地域のコミュニティ活動の場、環境保全、防災に資する役割など、様々な役割を有し、市民が安心・安全、快適に生活していく中で重要な施設です。

現在、本市建設局では、大小合わせて900以上の公園を管理しており、市内に8つある土木みどり事務所等により、遊具等の公園施設の不具合を発見次第、適宜、修繕を行っていますが、近年は次のような課題に直面しています。

#### ◎ 公園の老朽化、維持管理体制の継続

本市では、快適で安心、安全な公園を保つために日々の適切な維持管理を行い、長寿命化を図っていますが、開園から50年以上経過した公園が多数あるため、遊具等の公園施設や樹木の多くが更新すべき時期を迎えるなどの課題に直面しています。

また、維持管理面では、公園愛護協会を中心に、行政と市民との協働により公園の日常的な美化・保全活動に取り組んでいますが、公園愛護協会のメンバーの高齢化、担い手不足により、体制の維持が困難になりつつあります。

#### ◎ 利用状況の変化、多様化する利用者ニーズ

公園は、本来、前述のような多面的な機能を有する空間であり、工夫次第で多種多様な使い方ができる場ですが、市民や民間企業等からの様々なニーズや要望・苦情等に対する多くの利用調整等の結果、画一的な利用ルールとなり、禁止事項が多い、規制が多い空間となっている現状があります。



## (2) これからの公園に期待されること

公園は、多くの市民や民間企業等にとって身近な施設、交流の場であることから、今よりも柔軟に活用することができれば、公園を取り巻く課題の解決や、地域の価値向上につながる活動の場となり得るポテンシャルを有しています。

また、公園は多面的な機能を有する緑豊かな公共空間であり、コロナ禍において、ゆとりある屋外空間の価値が見直されたことも踏まえ、自宅でも職場（学校）でもない第3の自分の居場所「サードプレイス」として、一人ひとりの心豊かな生活を支える役割も期待されています。

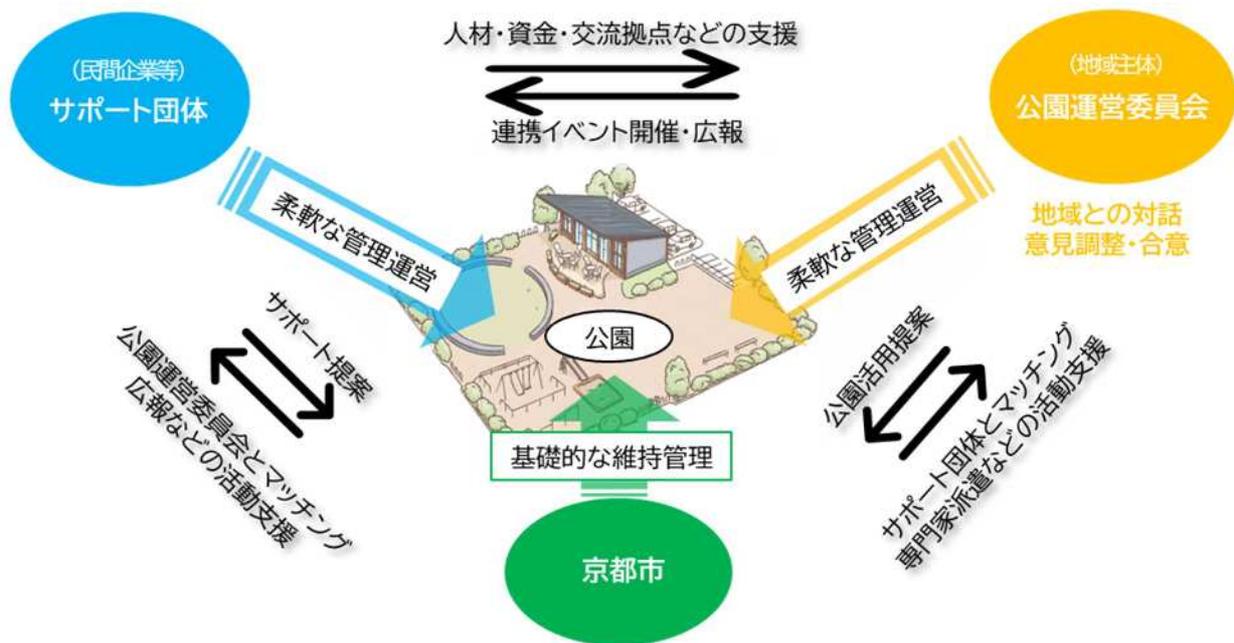
### 【公園の活用による地域交流】



## 2. Park-UP 事業とは

本市では、地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与することを目的として、「Park-UP 事業」を創設しました。

Park-UP 事業は、地域が主体的に公園を管理運営することを前提に、行政が定めた画一的な利用ルールによる管理から脱却し、地域合意のうえ、地域の実情にあった運営方針や利用ルールを定めることを認めるものです。これにより、多様化する公園利用者のニーズに応じた柔軟な管理運営が可能になるとともに、公園を中心とした地域コミュニティの活性化が期待されます。また、民間企業、市民活動団体、大学、NPOなどのサポート団体が、地域による公園の管理運営を支援することで、公園の楽しみ方が広がり、人々が集い交流する場となるなど、関係人口を更に増加させる好循環を構築しながら、柔軟で持続可能な公園の管理運営が実現することを目指しています。



### 👉ポイント

#### 【Park-UP 事業を通じて実現したい公園の未来像】

- 公園の柔軟な運営方針の下、子どもの遊び場、多世代が交流する場としての魅力向上へ
- 公園を拠点としたまちづくりにより、地域の新たな価値の創出や地域課題を解決
- 公園の管理運営の担い手を広げ、つなぎ、育てる
- 公園からまちに愛着を持ち、住みたい・住み続けたいと思う人を増やすことで定住人口の増加へ

## 2 Park-UP 事業の流れ

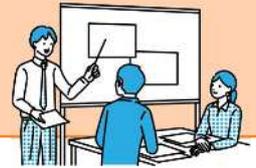
Park-UP 事業による地域主体の柔軟な公園の管理運営は、以下のフェーズを経て実現されます。

合意形成を図りながら、事業を進めていきましょう。

実施者：地域の提案主体

### フェーズ 1：地域主体の公園の管理運営

地域の提案主体が中心となり利用圏域の住民で話し合いを進め、地域合意のうえ、公園の運営方針や利用ルールを定め、公園運営委員会を設立します。



ステップ

1

#### 市に相談してみよう！

>>>P. 6 へ

地域にある公園をもっと柔軟に活用できるよう Park-UP 事業の進め方をお伝えします。実施を希望する場合は、市へ「公園活用提案書（様式 1 号）」を提出し、一定の審査を経て受理された場合、提案主体として Park-UP 事業に取り組むことができます。

ステップ

2

#### 公園の利用圏域を設定しよう！

>>>P. 8 へ

提案主体、自治連合会等及び市で公園の利用ルール等についての話し合いを行う住民の居住範囲（利用圏域）を設定します。

#### Start-UP チャレンジで

#### サポート団体と連携し、

#### 公園を柔軟に使ってみよう！

>>>P. 12 へ

Start-UP チャレンジにより、通常、公園ではできない活動が社会実験として、特例的に実施できるようになります。また、フェーズ 2 への移行前からサポート団体との連携も可能となります。（最長 3 年間の期限付き）

ステップ

3

#### 運営方針や利用ルールを決めよう！

>>>P. 9 へ

ステップ 2 で定めた利用圏域内の住民で公園の運営方針や利用ルールを話し合います。必要に応じて、市の担当者や市が派遣するコーディネーターの支援を受けることもできます。

Start-UP チャレンジの期間終了後も活動の継続を希望する場合は、フェーズ 2 へ移行する必要があります。

ステップ

4

#### 公園運営委員会を立ち上げよう！

>>>P. 11 へ

提案主体が中心となり話し合いを進め、利用圏域内の住民の合意が得られた場合、市と「Park-UP 事業実施協定書」を締結し、公園の管理運営を担う組織（公園運営委員会）を設立しましょう。

実施者：公園運営委員会、サポート団体

**フェーズ2：多様なサポート団体との連携**

サポート団体との連携により、柔軟に公園を管理運営し、公園の魅力向上に取り組みましょう。

**取組****1****公園のお手入れをしよう！**

&gt;&gt;&gt;P.13へ

定期的な清掃活動やイベント開催に合わせた除草など、公園をきれいに保つための活動を実施しましょう。

**取組****2****サポート団体と連携しよう！**

&gt;&gt;&gt;P.16へ

サポート団体（公園を活用したい、公園運営委員会の活動を支援したいという意思を持つ民間企業、市民活動団体、大学、NPO等の団体）と連携する場合は、公園運営委員会、サポート団体及び市で「京都市公園運営サポート協定書」を締結する必要があります。

**取組****3****公園を柔軟に活用しよう！**

&gt;&gt;&gt;P.18へ

新しい利用ルールの運用、サポート団体との連携、イベントの開催などにより、公園の楽しみ方を広げ、公園の魅力向上を図るとともに、公園を中心とした地域のコミュニティの活性化を進め、関係人口を更に増やしましょう。

**取組****4****快適な公園にしよう！**

&gt;&gt;&gt;P.22へ

花壇、ベンチ、テーブルの設置など、魅力ある公園づくりのための取組を行うこともできます。

適切な管理運営の実績を有し、  
更なる公園の活用を望む場合は...



実施者：公園運営委員会、サポート団体

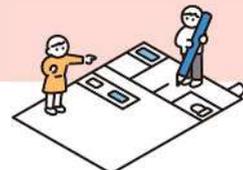
**フェーズ3：更なる公園の活用**

&gt;&gt;&gt;P.23へ

**更なる公園の活用・持続可能な管理運営を目指し、地域交流施設の設置を可能に！**

公園運営委員会、サポート団体は、「京都市公園施設設置協定書」の締結等の各種条件を満たしたうえで、地域交流施設の設置が可能となります。

※地域交流施設・・・柔軟な公園の管理運営と地域コミュニティの活性化等に資する建築物（地域交流や公園運営委員会の活動拠点としても機能するもの）



実施者：地域の提案主体

**フェーズ1：地域主体の公園の管理運営**

地域の提案主体が中心となり利用圏域の住民で話し合いを進め、地域合意のうえ、公園の運営方針や利用ルールを定め、公園運営委員会を設立します。

**市に相談してみよう！****ステップ****1**

地域にある公園をもっと柔軟に活用できるよう Park-UP 事業の進め方をお伝えします。実施を希望する場合は、市へ「公園活用提案書（様式1号）」を提出し、一定の審査を経て受理された場合、提案主体として Park-UP 事業に取り組むことができます。

**(1) 対象となる公園**

原則として、京都市建設局が管理する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）が対象です。希望する公園が Park-UP 事業の対象になるか不明な場合は、市に確認してください。

**(2) 提案主体とは**

自治会等の地域自治を担う住民組織（以下「自治連合会等」という。）、公園愛護協力会や市民活動団体などで地域活動を主目的とする団体であれば、地域の提案主体（以下「提案主体」という。）となることができます。

**(3) 事業を始めるには**

提案主体は、Park-UP 事業の実施に当たり、市に対し「公園活用提案書（様式1号）」を提出します。市は、これを受け、希望する公園が事業の対象となる公園なのか、自治連合会等及び公園愛護協力会の同意を得ているか、提案主体となる団体のこれまでの活動実績などを確認させていただきます。

お問合せ先：京都市建設局みどり政策推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎3階

(TEL) 075-222-4114 (FAX) 075-212-8704

(メール) ryokusei@city.kyoto.lg.jp

**💡 解説 💡****【公園の種類】**

公園には、主に近隣居住者の利用に供することを目的とした住区基幹公園、主に都市住民全般の広域的な利用に供することを目的とした都市基幹公園のほか、風致公園や交通公園などの特殊公園、都市の自然環境の保全や景観の向上を目的とした緑地、緑道など、様々な種類があります。

Park-UP 事業では、地域が主体となり公園を柔軟に管理運営することを目指しているため、近隣居住者の利用に供することを目的とした住区基幹公園を事業の対象公園としています。

**【柔軟な公園の利活用 ～おそとチャレンジを通して見えたもの～】**

本市では、令和3年度から令和5年度まで社会実験として「公民連携 公園利活用トライアル事業（通称、おそとチャレンジ）」を計10公園で実施しました。

おそとチャレンジでは、民間企業等から公園の柔軟な利活用のアイデアを募集し、それらを実験的に「できる」取組として実施しました。この取組を通じて、公園の魅力や利便性の向上のみならず、住民同士の交流促進、公園の利用マナーの改善、公園愛護協会の若返り等の地域課題の解決につながる、多くの良い事例が生まれました。一方で、この取組を持続的なものとするには、人材や資金、活動拠点の不足などの課題が浮き彫りとなりました。

そこで、これらの課題の解決と公園の利活用の確かな効果を持続的なものとするべく、Park-UP 事業を創設するに至りました。

おそとチャレンジの詳細は以下の URL から御覧ください。QR コードからも可能です。  
本市 HP: <https://www.city.Kyoto.lg.jp/digitalbook/page/0000001621.html>



## ステップ

## 2

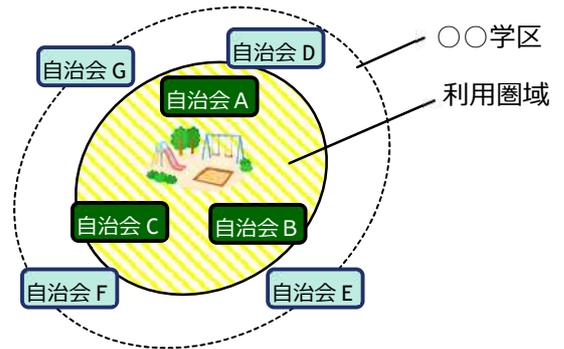
**公園の利用圏域を設定しよう！**

提案主体、自治連合会等及び市で公園の利用ルール等についての話し合いを行う住民の居住範囲（利用圏域）を設定します。

**(1) 公園の利用圏域を設定する**

提案主体、自治連合会等及び市の3者で話し合い、公園の利用ルール等について話し合いを行う住民の居住範囲（利用圏域）を設定します。利用圏域は、公園の利用状況や地域の実情、公園の利用が見込まれる一定範囲の自治会等の意見も踏まえて設定することが重要です。

なお、利用圏域が複数の学区に跨る場合は、それぞれの学区についても話し合いを行いましょう。


**解説**
**【公園の利用圏域】**

Park-UP 事業を始めるに当たっては、地域合意のうえ、公園の運営方針や利用ルールを定め、公園運営委員会を設立する必要があります。利用圏域は、これらの話し合いを行う居住範囲を設定するもので、自治会単位での設定となることが想定されますが、自治会に加入していない住民にも取組が周知できるように配慮しましょう。また、一度設定した利用圏域は、公園の利用状況などの実態に合わせて、見直しを行うことも大切です。

なお、利用圏域はあくまでも話し合いを行う住民の居住範囲を定めるものであり、公園の利用者を限定するものではありません。

**ポイント**
**【利用圏域の目安】**

公園の立地や規模により、主な利用が想定される住民の範囲は異なります。公園の種別に応じた利用圏域の目安は次のとおりです。

- 街区公園：半径 250m
- 近隣公園：半径 500m
- 地区公園：半径 1,000m

※上記はあくまでも検討の目安であり、公園の利用状況や地域の実情に応じて設定しましょう。

**運営方針や利用ルールを決めよう！****ステップ****3**

ステップ 2 で定めた利用圏域内の住民で公園の運営方針や利用ルールを話し合います。必要に応じて、市の担当者や市が派遣するコーディネーターの支援を受けることもできます。

**(1) 話し合いへの参加を呼びかける**

公園の運営方針や利用ルールは、利用圏域内の住民等で話し合いながら決めていきましょう。まずは、利用圏域内の住民へ周知し、話し合いへの参加を呼びかけましょう（周知方法は任意ですが、自治会等に加入していない世帯にも情報が伝わるようチラシを各戸配布する等の工夫をしましょう。）。Start-UP チャレンジを通じて、広く周知することも有効です。

特に公園に隣接している住民の理解と協力は不可欠であるため、丁寧な周知、説明を行きましょう。

**(2) Park-UP 事業や公園の活用方法について学ぶ**

Park-UP 事業を実施することで、公園でどのようなことが可能になるのか、理解を深めることから始めましょう。

必要に応じて、市の担当者や市が派遣するコーディネーターが、事業の進め方や公園の活用事例を紹介することも可能です。

**(3) 公園の運営方針や利用ルールについて話し合い、意見をまとめる**

提案主体を中心に利用圏域の住民で話し合い、運営方針や利用ルールを作ります。

**(4) Start-UP チャレンジなどを活用し、利用ルールや運営体制を試しに運用する**

利用圏域の住民の話し合いでまとめた、公園の利用ルールや運営体制を試してみましょ。Start-UP チャレンジを活用することも有効です。実際の活動を通じて、話し合いとは異なる視点から利用ルールや運営体制を確認することができ、良かった点や改善点を見つけることができます。

### (5) 地域の皆さんに経過をお知らせする

話し合いの結果は、その都度、地域の掲示板や回覧、公園内への掲示などにより地域の皆さんへ周知しましょう。また、定期的にワークショップやアンケートを実施するなど、意見を聴くことができる体制も整えましょう。

事業を進めるに当たり、誰もが話し合いに参加しやすいように、丁寧な情報発信を心掛け、話し合いの経過をオープンにしておくことが、円滑な管理運営を進めるうえで非常に重要です。



## 💡 解説 💡

### 【ワークショップ】

ワークショップとは、様々な立場の人々が集まり、主体的に意見や提案を出し合ってまとめ上げていく参加型の話合いの場です。参加者は自由に意見を出し合い、お互いの考えを尊重しながら議論を深めていきます。



### <プログラム例>

- Park-UP 事業や公園の活用方法について学ぶ
- ワークショップ①：公園のいいところを探してみよう（公園の魅力づくりについて考える）
- ワークショップ②：公園の改善点を考えてみよう（必要なルールづくりについて考える）
- ワークショップ③：公園の未来像を描こう（イメージを共有し、大きな方針をつくる）
- ワークショップ④：公園の未来像を実現する方法を考えよう（具体的な管理・運営方法を決める）
- 全体での取りまとめ、総括

## ステップ

## 4

**公園運営委員会を立ち上げよう！**

提案主体が中心となり話しを進め、利用圏域内の住民の合意が得られた場合、市と「**Park-UP 事業実施協定書**」を締結し、公園の管理運営を担う組織（公園運営委員会）を設立しましょう。

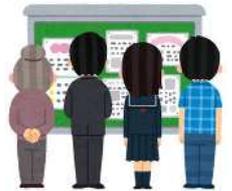
**(1) 話し合いで決めた事項を最終確認し、市と協定書を締結する**

利用圏域の住民の意見を踏まえ、自治連合会や公園愛護協力会、その他利用圏域の住民からなる、柔軟な公園の管理運営を担う組織を公園運営委員会と呼びます。公園運営委員会には、会長、副会長や会計などを配置し、概ね5人以上で構成しましょう。

公園運営委員会として活動を開始するに当たって、公園の運営方針や利用ルールを作成し、自治連合会等の合意を得たうえで、公園運営委員会と市で協定書①（下記参照）を締結し、活動を開始します。

**(2) 地域の皆さんに知ってもらおう**

結成した公園運営委員会から、地域の皆さんへ、Park-UP 事業を開始したこと、公園の運営方針や利用ルール等を周知しましょう。



**解説**

**【協定書①】****Park-UP 事業実施協定書（必須）**

Park-UP 事業の実施に当たり必要となる基本的事項を記載した協定書で、**公園運営委員会と市**が締結するものです。協定書に記載する主な項目は以下のとおりです。

- 公園の名称・所在地
- 公園運営委員会の体制
- 公園の管理や運営の方針
- 公園の利用ルール
- その他事業の実施に当たり必要な事項

### **Start-UP チャレンジでサポート団体と連携し、柔軟に公園を使ってみよう！**

Start-UP チャレンジにより、通常、公園ではできない活動が社会実験として、特例的に実施できるようになります。また、フェーズ2への移行前からサポート団体との連携も可能となります（最長3年間の期限付き）。

Start-UP チャレンジの期間終了後も活動の継続を希望する場合は、フェーズ2へ移行する必要があります。

#### **（1）Start-UP チャレンジとは**

提案主体は、公園を活用する効果の確認や利用圏域の住民との合意形成等を目的として、Start-UP チャレンジを実施することができます。

Start-UP チャレンジでは、通常、公園で制限されていることも、法令の範囲内で社会実験として実施することができます。この取組を通じて、利用圏域の住民と合意形成を図りつつ、公園の運営方針や利用ルールを検討しましょう。

#### **（2）サポート団体との連携**

提案主体は、Start-UP チャレンジを実施することで、公園運営委員会を設立する前にサポート団体（公園を活用したい、公園運営委員会の活動を支援したいという意味を持つ民間企業、市民活動団体、大学、NPO等）と連携することができます。後の公園の管理運営を見据え、提案主体以外の地域住民やサポート団体と連携しながら、公園を柔軟に活用してみましよう。

特に「やりたいことはたくさんあるけれど、自分たちだけでできるだろうか」「新たに公園に関わってもらえる人を増やしたい」「公園を使って地域を盛り上げたい」そんな思いがある場合、サポート団体との連携は効果的かもしれません。

サポート団体との連携するために必要な手続はP.16を御覧ください。

#### **（3）取組の期間**

提案主体がStart-UP チャレンジを実施できる期間は最長3年間です。期間の終了後、取組の継続を希望する場合は、提案主体らが公園運営委員会を設立し、フェーズ2にある「京都市公園運営サポート協定書」をサポート団体と締結する必要があります（P.16参照）。

実施者：公園運営委員会、サポート団体

**フェーズ2：多様なサポート団体との連携**

サポート団体との連携により、柔軟に公園を管理運営し、公園の魅力向上に取り組みましょう。

**取組****公園のお手入れをしよう！****1**

定期的な清掃活動やイベント開催に合わせた除草など、公園をきれいに保つための活動を実施しましょう。

**(1) 清掃活動をしよう**

魅力ある公園づくりのためには、地域住民の協力が不可欠です。誰もが気持ちよく利用できる公園となるよう心掛けましょう。

**●ゴミのない公園を目指しましょう**

落ち葉やゴミを拾い、きれいな公園の維持を心掛けましょう。みんなで取り組むことで公園に愛着も生まれ、ゴミの放置等も減ります。楽しみながら清掃活動に取り組めるよう、イベントを取り入れるなどの工夫も有効です（例：落葉を袋いっぱい集めた子どもにはプレゼントを贈呈など）。

**●トイレをいつもきれいに**

公園にトイレが設置されている場合は、誰もが気持ちよく安心して使えるトイレの維持を心掛けましょう。

**●いつでも安心して使える公園に**

子どもたちが安心して遊べるよう、ベンチや遊具なども異常や破損等がないか確認しながらきれいにしていきましょう。

**(2) 除草（草刈り）しよう**

除草をすることで、公園内の見通しの改善や蚊の発生の抑制など、快適な公園利用につながります。雑草の状況や参加者の力量に合わせてできる範囲で協力しながら行いましょう。

**●手取り除草を行うとき**

できる限り多くの方に協力を呼び掛け、定期的に草が生い茂らないよう、除草を行いましょう。

**●下記時期に実施すると効果的です**

- ・ 3～4月　：草の芽が出てすぐの小さいとき
- ・ 6～7月　：梅雨時期で草が伸びやすい
- ・ 9～10月　：夏以降伸びた分



●役割を分担して皆さんで取り組みましょう

あらかじめ役割や当番を決めておいて、継続的に取り組む仕組みを作りましょう。

## ポイント

●公園愛護協会の活動について

公園に「公園愛護協会」が結成されていない場合、公園運営委員会は、愛護協会を結成して認定を受けましょう。既に結成されている場合は、既存の愛護協会と連携して、公園の清掃や除草など、日常的な管理活動に取り組みましょう。必要に応じて、竹ぼうき、熊手、ちり取り、ごみ袋をお渡ししますので、所管区の土木みどり事務所へ御連絡ください。

●地域で対応が困難な内容について

不法投棄や落書き、トイレのつまりなど、地域で対応が困難な内容については、所管区の土木みどり事務所へ御相談ください。

●ゴミ収集について

清掃していただいたゴミは、必ずボランティア用ごみ袋に入れて、出入口付近に一箇所にまとめて出してください。ごみ袋が多い場合は、所管区の土木みどり事務所へ御連絡ください。

### (3) 施設等の異常の早期発見に努めよう

遊具やベンチ、樹木などの公園内の施設について、些細な損傷などが大きな事故につながる場合もあります。日常的に公園を利用される地域の皆さんの早期発見が、安全で快適な公園を保つことにつながります。

日頃から安全意識をもって、施設を見回すよう心掛けましょう。公園施設に不具合を発見した場合は、市まで速やかに御連絡ください。



#### ●早期発見が事故防止につながります

清掃活動などに合わせて、公園施設を注視するよう心掛けてみましょう。

#### ●いろんな角度からチェックしてみよう

目視だけでは分からない場合もあります。公園施設の特徴に合わせてチェックしてみましょう。

目視：目で見てチェック。裏側や隠れた部分も全体的に眺めましょう。

触診：直接触ったり、動かしたりしてみて、ぐらつきや動作の確認をしてみましょう。

## 👉ポイント

【みっけ隊（～美しい京のまちを守る応援隊～）に登録しよう】

- 道路や公園の不具合を「写真」と「地図（位置情報）」で投稿することができ、補修の進み具合を確認できる京都市建設局のアプリです。
- 公園施設は、市が定期的な点検を実施していますが、それでも発見できない不具合や破損は発生します。皆さんの日頃からの安全意識が、事故のない公園運営につながります。
- 不具合や危険な状態の公園施設を発見した場合は、みっけ隊アプリへの投稿してください。ただし、緊急の場合は、所管区の土木みどり事務所へ速やかに御連絡ください。



ダウンロードはこちら！

ANDROID APP ON Google play

Available on the App Store

みっけ隊 🔍 で検索！

みっけ隊ホームページ

<https://mikketai.city.kyoto.lg.jp>

## 取組

## 2

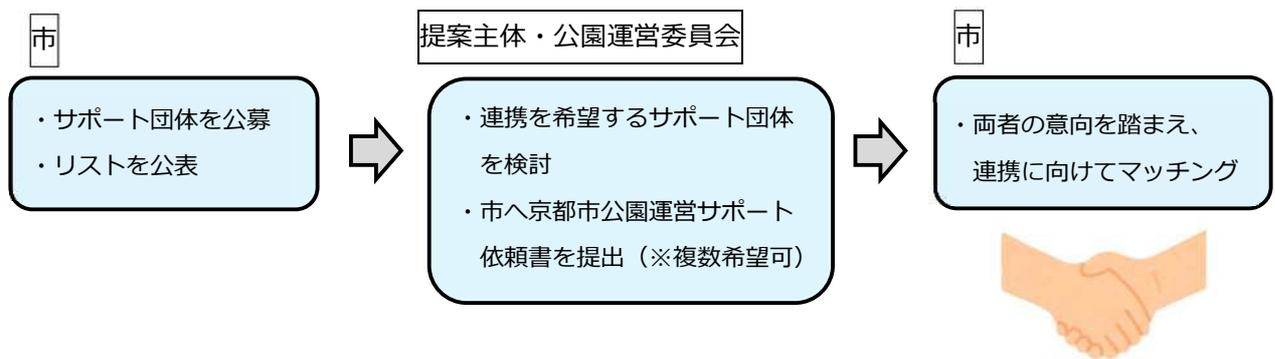
**サポート団体と連携しよう！**

サポート団体（公園を活用したい、公園運営委員会の活動を支援したいという意思を持つ民間企業、市民活動団体、大学、NPO等の団体）と連携する場合は、公園運営委員会、サポート団体及び市で「京都市公園運営サポート協定書」を締結する必要があります。

**(1) 連携を希望するサポート団体を選定し、市へ依頼書を提出する**

公園運営委員会は、市が公表するリストの中から連携を希望するサポート団体を選定し、市へ「京都市公園運営サポート依頼書」を提出します。これを受けて、市がサポート団体の意向を確認し、両者のマッチングを図ります（※サポート団体との連携は必須ではありません。）。

提案主体が Start-UP チャレンジを実施する場合も、同様の手続きを経て、サポート団体と連携することが可能となります。

**(2) マッチングが成立したら、協定書を締結する**

公園での活動内容、支援内容等について、公園運営委員会及びサポート団体の双方が合意に至った場合、公園運営委員会、サポート団体、市の3者により協定書②（下記参照）を締結します。サポート団体を複数選定した場合は、サポート団体ごとに協定書の締結が必要です。



Start-UP チャレンジの場合も、最大3年間の取組期間が終了した後は、提案主体らが公園運営委員会を設立し、サポート団体と協定書②を締結する必要があります。

### 💡 解説 💡

**【協定書②】**

京都市公園運営サポート協定書（公園運営委員会がサポート団体と連携する場合は締結が必要）

P.17に記載するフェーズ2のサポート団体との連携を行う場合、公園運営委員会、サポート団体、市の3者で締結する協定書です。サポート団体の活動内容や運営支援に関する事項を記載します。



## 解説

### 【サポート団体】

公園を活用したい、公園運営委員会の活動を支援したいという意思を持つ民間企業、市民活動団体、大学、NPO等をサポート団体と呼びます。サポート団体は市が募集、選定し、リスト化して公表します。

サポート団体は、公園を活用しながら、公園運営委員会の活動を、人材、資金、交流拠点などの多方面から支援するとともに、公園の魅力や利便性の向上、地域コミュニティの活性化等に資するよう、公園運営委員会の取組に積極的に協力します。

具体的には、サポート団体が公園を利用する場合、利用区域及び周辺の清掃活動の実施、営利行為を伴う場合には、売上の一部を公園の活動資金として公園運営委員会へ還元するなど、可能な範囲において資金援助に努めることなどが挙げられます。

サポート団体が実施する公園での活動を通じて、地域やほかのサポート団体との新たな関係性の創出も期待されます。

サポート団体のリストは以下の URL から御覧ください。QR コードからも御確認いただけます。

本市 HP: <https://www.city.Kyoto.lg.jp/〇〇/〇〇/.html>



## 取組

**公園を柔軟に運営しよう！**

3

新しい利用ルールへの運用、サポート団体との連携、イベントの開催などにより、公園の楽しみ方を広げ、公園の魅力向上を図るとともに、公園を中心とした地域のコミュニティの活性化を進め、関係人口を更に増やしましょう。

**(1) ルールを守る公園にしよう**

利用ルールを守り、誰もが安心して、快適に過ごせる公園にしていくために、地域でコミュニケーションを図りましょう。

## ●利用ルールを周知しましょう

利用ルールが分からずに、違反してしまう公園利用者もいるかもしれません。声を掛けて、ルールを分かりやすく伝えましょう。



## ●優しい言葉遣いを心掛けましょう

利用ルールを守らない公園利用者がある場合、公園運営委員会は注意・啓発を行いましょう。ただし、トラブル防止やお互いに気持ちよく公園を利用していただけるよう、注意等を行う場合であっても丁寧で優しい言葉遣いを心掛けましょう。

## ●日頃のコミュニケーションを心掛けましょう

安心安全なコミュニティや公園づくりのために、公園運営委員会のみならず、地域の方々と日頃からあいさつを行い、良好なコミュニケーションを心掛けましょう。

## ●マナーの良い公園づくりをしていきましょう

公園は地域活動の重要な拠点の1つです。公園運営委員会だけでなく地域全体で利用ルールやマナーを守るよう心掛け、誰もが安心して、快適に過ごせる公園づくりを行いましょう。

## 👉ポイント

- 公園施設の破損、不法投棄など、公園運営委員会で対処できない内容については速やかに市へ報告してください。
- 利用ルールの運用において課題が生じた場合には、公園運営委員会を中心に利用圏域の住民で話し合い、見直しを行うなど柔軟に対応しましょう。

## (2) イベントで公園を活用しよう

公園運営委員会は、公園の魅力向上や地域コミュニティの活性化を目的としたイベントを主催することができます。

### ●より多くの方が参加しやすくなるよう配慮しましょう

特定の利用者だけが参加できるものではなく、誰もが楽しめるイベントを企画しましょう。



### ●役割を分担して円滑に開催しましょう

一部の人だけに役割が偏らないよう、多くの方の協力を得て、無理のない運営を行い、主催する側も楽しめる企画になるよう取り組みましょう。サポート団体と連携している場合には、協力を呼び掛けてみましょう。

### ●周知方法を工夫しよう

公園内の掲示板や地域の回覧板、チラシなどを活用してイベントの告知を工夫し、より多くの方に情報を届けましょう。

## ポイント

### 【公園運営委員会が実施するイベントについて】

- イベントの開催に当たっては、公園運営委員会の独占的な利用とならないよう、利用日数や利用範囲を十分に配慮して計画しましょう。
  - 公園運営委員会主催のイベントであれば、飲食・物販等を行い、その売上を公園での活動費とすることができます。イベントに出店した事業者等からイベント運営費（人件費や公園管理費）を集めることも可能です。
  - 公園運営委員会が得た収入は、公園の管理運営費、地域コミュニティの活性化のために使用しなければなりません。また、定期的に収支報告を行うなど透明性を確保しておく必要があります（イベントに出店した事業者等が得た収入は除きます。）。
- なお、サポート団体についても、同様にイベントを主催し、飲食・物販等の営利活動が可能ですが、その活動の資金等が公園に還元される必要があります。
- イベントの開催に当たっては、公園運営委員会の責任の下で、各所管の行政機関に対して所定の手続を行う必要があります。
  - イベントの際には、事故等に備え、イベント保険等の必要な保険に加入してください。

### (3) 広場や施設の利用調整をしよう

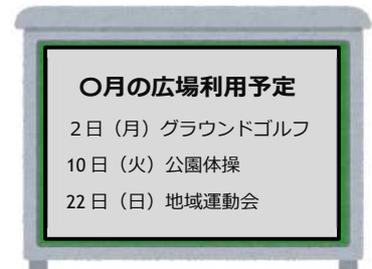
公園は、様々な目的で多くの方々が利用します。通常、他の公園利用者と譲りあいながらの利用は自由です。ただし、地域のイベントや定期的に複数人が集って行う活動（ラジオ体操、グラウンドゴルフなど）、ほかの公園利用者に影響のあるような活動を行う際は事前に調整を行いましょう。誰もが気持ちよく利用できるように公園を運営しましょう。

#### ●時間帯を調整しよう

団体で予定を決めて広場などを利用する際は、なるべく公園利用者の少ない時間に実施する、子どもたちがよく使う利用時間帯は避けて実施するなど、効率よく多くの方が利用できるように配慮しましょう。

#### ●周知に努めましょう

公園内の掲示板などを活用し、イベントや団体利用の日時を周知し、公園の利用状況が分かるように配慮しましょう。



#### ●利用グループが偏らないように気をつけましょう

公園はみんなのもので、より多くの方が利用できるように公平性に配慮しましょう。

#### ●利用範囲を分りやすくしよう

利用する範囲は必要な部分だけにして、ほかの公園利用者も十分に利用できるようにしましょう。特に、休養場所や子どもたちが利用する遊具のある場所は、みんなが使えるようにしておきましょう。

## 👉ポイント

#### ●既に定期的に利用している団体がいる場合

Park-UP 事業を実施していることの主旨を理解してもらい、協力をいただきながら公園の利用調整を行っていく必要があります。

#### ●占有許可申請

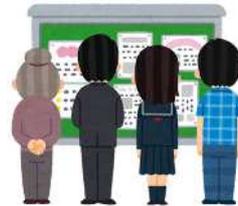
競技会、集会、展示会を行う場合など、公園の全部又は一部を独占して利用する場合は、事前に市へ申請し、許可を受ける必要があります。許可申請の必要性の判断に迷う場合には、事前に市へ相談してください。

#### (4) 運営状況を発信しよう

より多くの方に適切に情報が届くよう、回覧板や掲示板、SNS、活動報告会等様々な手法を用いて、情報発信を行いましょよう。

##### ●運営状況を透明化しよう

定期的な活動、イベント等の予定や実施報告を行うことで、活動への理解促進を図ることができます。また、年に一度は収支報告を行い、活動の透明化を図ることも重要です。



##### ●新たな参画者を募集しよう

活動に興味がある方が、参画方法を知ることができるよう、問合せ先や会合の時間等について情報発信をしましょよう。

##### ●意見を集めやすくしよう

適宜、活動の振り返り会や勉強会、ワークショップなどを行い、多くの方の意見を集めたうえで、運営方針や利用ルールを定期的に見直す機会をつくりましょよう。

### 👉ポイント

- 媒体ごとの特性を踏まえて情報発信することが重要です。情報量が制約される回覧板や掲示板などには二次元コード等の掲載により、詳細が分かるホームページに誘導するようなことも効果的です。
- 意見を求めることと協働することを同時に求めるような機会をつくると、みんなで支え合う機運が醸成できます。ほかの事例も参考にしながら、様々な手法を試みましょよう。
- 会議的な活動は参加者が集まりにくい場合がありますが、イベント等でのトークショーやワークショップなど、楽しめる工夫を凝らすことも重要です。

## 取組

**快適な公園にしよう！**

4

花壇、ベンチ、テーブルの設置など、魅力ある公園づくりのための取組を行うこともできます。

**(1) みんなが集い、くつろげる場所をつくってみよう**

Park-UP 事業を実施する公園では、花壇、ベンチ、テーブルの設置など、地域のニーズに合わせた公園施設を設置することが可能です。これらの公園施設を設置する場合は、許可が必要となりますので、事前に市へ相談してください。

公園に設置する施設であるため、安全性、公共性に十分配慮しなければなりません。また、公園の利用状況などにより、設置を許可できない場合もあります。



## ●魅力ある公園づくりの視点を持ちましょう

多様な利用を想定し、全ての公園利用者にとって魅力ある公園となるよう計画しましょう。また、公園に設置するものとして相応しいものとなるよう、しっかり検討しましょう。

## ●適切な管理を行いましょ

設置する施設は、公園運営委員会やサポート団体の責任の下に設置、管理を行わなければなりません。定期的な点検など、安全管理に十分配慮しましょう。

## ●適切な配置を検討しましょ

公園の通路を塞いだり、遊具の近くに配置したりすると、通常の公園利用の支障となります。安全に配慮し、適切な配置場所を検討しましょう。

## ●適切な素材を選びましょ

子どもたちは、大人が思いもよらないような遊びを行うものです。鋭利な部品や破損しやすい素材はけがにつながるおそれがあるため、素材選びにも配慮しましょう。また、可能な限り、公園の景観に調和する素材（木、石材などの自然素材）を選びましょう。

## 👉ポイント

- 公園施設の設置は、法令に基づき市の許可を得る必要があります。
- 公園運営委員会、サポート団体が設置主体となることができます。
- 公園施設の設置、管理、撤去は設置主体の費用及び責任で行ってください。

実施者：公園運営委員会、サポート団体

**フェーズ3：更なる公園の活用****更なる公園の活用・持続可能な管理運営を目指し、地域交流施設の設置を可能に！**

公園運営委員会、サポート団体は、「京都市公園施設設置協定書」の締結等の各種条件を満たしたうえで、地域交流施設の設置が可能となります。

※地域交流施設・・・公園の持続的な利用の促進と地域コミュニティの活性化等に資する建築物（地域交流や公園運営委員会の活動拠点としても機能するもの）

**（1）地域交流施設とは**

公園運営委員会、サポート団体が設置・管理・運営する建築物（公園施設）で、以下に規定する機能を備え、公園の持続的な利用の促進と地域コミュニティの活性化等に資する施設です。

都市公園法第2条第2項に規定する「公園施設」に該当する建築物とし、次の①から③までの全ての機能を備えることを必須とする。

- ① 公園利用者の交流スペースとしての機能
- ② イベントスペースとしての機能
- ③ 公園の管理運営に当たり必要となる物品等の保管スペースとしての機能

\* 柔軟な公園の管理運営に資すると認められる店舗などの便益施設等を併設することも可能とする。

**●地域交流施設のイメージ**

## (2) 地域交流施設の設置条件

更なる公園の活用・持続可能な管理運営のために地域交流施設を設置することを望む場合、以下の設置条件を満たすことが、公園施設審査委員会にて認められれば、特別に設置が許可されます。設置条件などの詳細は、別に定める「京都市公園施設設置要綱」及び「京都市公園施設設置ガイドライン」を参照してください。

### ●主な設置条件

- ・一定期間の適切な管理運営実績を有すること
- ・利用圏域内の自治連合会等の同意を得ていること
- ・市及び有識者（京都市都市緑化審議会委員等）と事前協議を行っていること
- ・公園運営委員会、サポート団体が中心となり、公園周辺の住民に対し十分説明を行っていること
- ・必要書類を提出し、公園施設審査委員会による審査を受け、仕様適合証を交付されていること
- ・設置主体と市で協定書を締結していること
- ・その他、条例、建築確認申請を含む法令手続を行っていること

※なお、設置に当たっては、建築確認申請を含むその他の法令手続も必要です。

等



### 解説

#### 【設置主体】

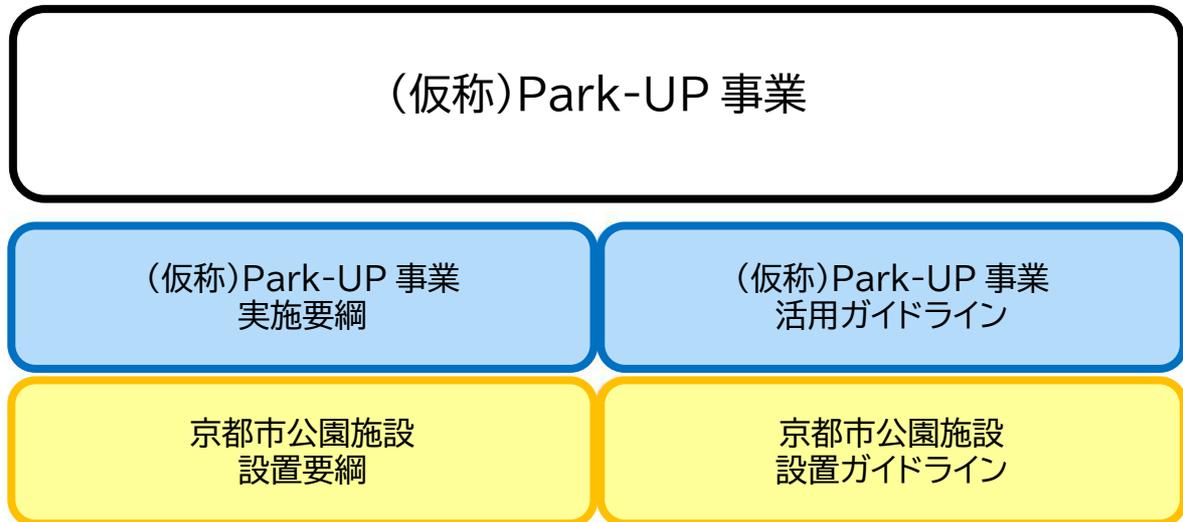
地域交流施設は公園運営委員会、サポート団体が設置・管理・運営することができます。

#### 【公園施設審査委員会】

地域交流施設の設置目的や利用計画、機能、配置、構造等が京都市公園施設設置ガイドラインの規定に合致するか、Park-UP 事業における適切な公園の管理運営がなされているか等を審査する市の内部機関になります。

### 3 資料集

#### 1. 体系図



#### 2. 用語集

活用ガイドラインで使用している用語の定義は以下のとおりです。

##### ○柔軟な公園の管理運営

地域が主体となって設置された公園運営組織が、地域合意のうえ、定められた運営方針により、公園を管理運営、活用することをいう。

##### ○地域コミュニティ

京都市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

##### ○地域活動

良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。

##### ○地域自治を担う住民組織（自治連合会等）

地域の自治を担う団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。

- ア 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
- イ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。
- ウ 概ね小学校又は義務教育学校の通学区域（元学区を含む。）を単位とする地域において活動するものであること。

### ○公園愛護協力会

「都市公園における公園愛護協力会取扱基準」に基づき認定する会をいう。

### ○対象公園

Park-UP 事業を実施する公園をいい、京都市建設局が管理する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）のことをいう。

### ○提案主体

Park-UP 事業の実施を提案することができるもので、次の各号に掲げるいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 事業を実施する公園の種別を勘案した一定の範囲における地域自治を担う住民組織
- (2) 対象公園において認定されている公園愛護協力会
- (3) 地域活動を主とする団体
- (4) その他市長が認める団体

### ○利用圏域

対象公園の利用状況や地域の実情、対象公園の種別等を勘案した一定の範囲における地域自治を担う住民組織の意見を踏まえ、対象公園の運営方針や利用ルールを決定するために必要な調整を図る住民の居住範囲をいう。

### ○公園運営委員会

利用圏域の住民の意見を踏まえ、地域自治を担う住民組織及び協力会、その他利用圏域の住民等からなる柔軟な公園の管理運営を行う組織をいう。

### ○Start-UP チャレンジ

提案主体が、利用圏域内の住民との合意形成に寄与することを目的として実施する取組をいう。

### ○サポート団体

公園運営委員会の管理運営を支援する意思を有する民間企業、大学、NPO、任意団体、個人等をいう。

### ○設置主体

地域交流施設を設置する運営委員会、サポート団体のことをいう。

## 3. 各土木みどり事務所の連絡先

行政区	土木みどり事務所名	電話番号（075）
北区・上京区	北部土木みどり事務所	492-3111
左京区（花脊・久多・広河原除く）	左京土木みどり事務所	791-9134
東山区・山科区	東部土木みどり事務所	591-0013
下京区・南区	南部土木みどり事務所	691-3158
中京区・右京区（京北除く）	西部土木みどり事務所	871-6721
西京区	西京土木みどり事務所	392-9260
伏見区	伏見土木みどり事務所	611-5371
右京区京北、左京区花脊・久多・広河原	京北・左京山間部土木みどり事務所	852-1819

\* 業務時間：月曜～金曜 8 時 30 分～12 時 00 分及び 13 時 00 分～17 時 15 分  
 （土曜・日曜・祝日は休み）

**【お問合せ先】**

京都市 建設局 みどり政策推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL (075) 222-4114 / FAX (075) 212-8704